【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイは、エレクトロニクス製品の製造販売業務等を目的とし、その発行する株券を東京証券取引所マザーズに上場していたもの、犯則嫌疑者Ａは同社の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは同社の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｃは同社の取締役として同社の営業部門の長を務めていたものであるが、犯則嫌疑者３名は、共謀の上、同社の業務に関し、上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成20年４月１日から同21年３月31日までの連結会計年度につき、平成21年10月16日、関東財務局長に対し、同社の売上高が３億1,956万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上する方法により売上高を118億5,596万円と記載した連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。
【告発後の経緯】
平成22年10月６日、犯則嫌疑者２名について、公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において、公判係属中である。

② 株式会社丸美に係る無届社債券募集事件
本件は、福岡市に本社を置く犯則嫌疑法人の業務に関し、内閣総理大臣（本件の場合は福岡財務支局）に届出を行わずに、多数の者に対して社債券の募集が行われた事件であり、証券監視委として無届募集を告発した初めてのケースである。
【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件無届募集が証取法（第197条の２第１号等　無届募集の禁止）に違反するとして、警察当局とも連携しつつ必要な調査を行い、平成23年２月９日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を福岡地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑法人株式会社丸美は、建築物の維持管理・不動産売買・有価証券の売買等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者は、同会社の代表取締役会長として同社の業務全般を統括管理していたものであるが、内閣総理大臣に届出をしないで、多数の一般投資家を相手方に社債券の募集をして数十億円規模の資金を調達しようと企て、同会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、内閣総理大臣に届出をしないで、平成18年７月下旬ころ、同会社マンション総合管理事業本部から、約１万5,000名方に、情を知らない同事業本部従業員を介して、「社債金額200万円、利率年７パーセント、元金償還日は発行日より３年経過した期日、申込期間平成18年７月20日から平成18年８月31日まで」旨記載した募集要項を宅配便を用いてそれぞれ配布するなどし、前記約１万5,000名に対し、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、もって内閣総理大臣に対する届出を必要とする有価証券の募集について、届出が受理されていないのに当該有価証券の募集をしたものである。
【告発後の経緯】
平成23年２月10日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、福岡地方裁判所において、公判係属中である。

第３　平成21年度以前の告発事案に係る判決の概要
平成22年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成21年度以前の告発事案について、平成22年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

⑴ 南野建設株式会社株券に係る相場操縦事件
【平成19年11月１日告発、平成22年４月公訴棄却（大阪地裁）】
平成22年４月、大阪地方裁判所は、被告人（株式投資アドバイザー）について、訴訟能力無しと判断の上、公訴棄却を決定し、同判決は確定した。
（上記被告人と同時に起訴された２名については、いずれも一審で確定）

⑵ 株式会社キャッツに係る虚偽有価証券報告書等提出事件
【平成16年３月29日告発、平成22年５月31日判決（最高裁）】
平成18年３月24日、東京地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役２年（執行猶予４年）を言い渡し、被告人は控訴した。平成19年７月11日、東京高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。
平成22年５月31日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。
（上記被告人と同時に起訴された２名については、いずれも一審で確定）

⑶ 株式会社森本組に係る虚偽有価証券報告書提出事件について
【平成16年６月22日告発、平成22年６月４日判決（最高裁）】
平成18年４月18日、大阪地方裁判所は、被告人（会社社長）に、懲役６年の判決を言い渡し、被告人は控訴した。平成20年１月15日、大阪高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。
平成22年６月４日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。
（上記被告人と同時に起訴された３名については、いずれも一審で確定）

⑷ 日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員らによる内部者取引事件
【平成21年７月31日告発、平成22年６月10日判決（東京高裁）】
平成21年12月24日、さいたま地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社従業員）に、懲役２年（執行猶予３年）、罰金200万円、追徴金約1,293万円、被告人Ｂ（会社員）に、懲役２年（執行猶予３年）、罰金300万円、追徴金約１億6,164万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告人Ａ及び被告人Ｂは控訴した。
平成22年６月10日、東京高等裁判所は、被告人両名について、原判決が認定した犯罪事実に誤認はなく、また原判決の量刑は、重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人Ａ及び被告人Ｂに控訴棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑸ 株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件
【平成19年３月27日告発、平成22年８月４日判決（大阪高裁）】
平成21年９月９日、大阪地方裁判所は、被告人Ｂ（会社役員）に、懲役１年６月（執行猶予３年）追徴金約２億4,533万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。
平成22年８月４日、大阪高等裁判所は、原判決が認定した犯罪事実に誤認はなく、原審の追徴額の量定が不当であるとはいえないなどとして、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。現在、最高裁判所において公判係属中である。
（上記被告人と同時に起訴された被告人３名のうち２名については、いずれも一審で確定、ほか１名については、最高裁判所において公判係属中）

⑹ 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件⑴⑵⑶
【平成21年３月25日、平成21年４月28日告発、平成22年８月10日判決（最高裁）】
平成21年８月５日、さいたま地方裁判所は、被告人（当該会社代表取締役）に、懲役３年（実刑）、罰金1,000万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。平成22年３月23日、東京高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。
平成22年８月10日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。
（同事件の⑶については、附属資料317頁の事件番号121参照）